

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第9回定例総会会議録

令和4年9月12日（月）午前10時02分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
3番	大谷 大樹	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
5番	今 仁司	13番	對馬 孝
6番	神 秀穂	14番	工藤 清
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 2番 長谷川 貴輝
7番 神 文人

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第9回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時02分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	議場 [「異議なし」という声あり]
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

議長	<p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の木村優仁委員、11番の工藤修二委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年8月26日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字平野地内 外3件 出席者：長谷川貴輝委員、神文人委員、佐藤正由推進委員、事務局（齊藤（正））</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>以上1議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。 議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第30号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。</p> <p>番号32番から説明します。</p> <p>番号32番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野 91 番 55 地 目 登記、現況ともに畑 面 積 970 m² 外畑が2筆で合計面積は7,748 m² 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転です。</p> <p>番号33番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢 24 番 4 地 目 登記、現況ともに畑</p>

事務局

面積 1,753 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転です。

番号 3 4 番
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 149 番 39
地目 登記、現況ともに畑
面積 100 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転です。

4 頁に移りまして
番号 3 5 番
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲 198 番 1
地目 登記、現況ともに畑
面積 23,133 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転です。

これらのことについて、資料 5 頁をごらんください。
法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号までのうち、第 2 項第 7 号をご覧ください。
番号 3 2 番については、知人間の売買で、メロン等の作付けをしていた土地について同様の管理を行う計画となっております。
番号 3 3 番につきましては、知人間の売買で、保全管理していた土地について、果樹の作付けを行う計画となっております。
番号 3 4 番につきましては、知人間の贈与で、保全管理をしていた土地について、野菜の作付けを行う計画となっております。
5 頁に移りまして
番号 3 5 番については、知人間の贈与で、野菜の作付けをしていた土地について同様の管理を行う計画となっております。

これらの土地について、8 月 2 6 日に長谷川貴輝委員、神文人委員、佐藤正由推進委員および事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。

よって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上です。

議長

それでは議案第 3 0 号について審議に入ります。
議案第 2 7 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 3 0 号について原案のとおり

り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定しました。

議長

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第9回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

- ・次回の総会は10月11日（火）午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。（午前10時12分）

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 優 仁

” 工 藤 修 二